

## 平成24年度モニタリングの概要(首都圏)

**首都圏** (計画区域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県)

(広域首都圏：首都圏と隣接する福島県、新潟県、長野県及び静岡県を含む区域)

「世界の経済・社会をリードする風格ある圏域づくり」の実現に向け、広域地方計画に定められた24の戦略プロジェクトの他、東日本大震災を踏まえ、現計画について総点検を行った結果をとりまとめたアクションプラン(平成25年2月)に基づいて具体的取組を進めるなど、社会情勢の変化に応じて、計画を発展的に展開している。

また、モニタリングに合わせてアクションプランの進捗状況を取りまとめると共に、各構成機関の防災・減災を検討するための基礎資料の整理として、広域首都圏の自治体の地域防災計画等の修正状況調査を実施し、その結果を協議会で共有することで広域的な取組を促すなど、今後とも、災害対策について広域的な連携・取組を一層推進していく。

## 平成24年度広域地方計画の推進状況における注目点【首都圏】

**首都圏**では、東日本大震災を受けて実施された国土形成計画（広域地方計画）の総点検の結果として、広域的な連携・取組が必要な課題に関するアクションプランをとりまとめ、これに基づいて具体的取組を進めるなど、**社会情勢の変化に応じて、計画を発展的に展開**している。

なお、関東地方整備局・運輸局より構成される首都圏広域地方計画推進室では、アクションプランのフォローアップに合わせ、協定締結状況調査・地域防災計画改定状況調査等を主体的に実施し、構成機関の広域的な取組みを促す役割も果たしている。

（以下は、帰宅困難者対策の例）

「首都圏広域地方計画」より抜粋

### 第3章第3節 9. 大規模地震対策プロジェクト

- ・官民におけるBCPの早期策定、オフィスやシステムのバックアップ機能の充実強化により首都中枢機能の維持・確保を図るとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施、緊急地震速報の活用、**帰宅困難者・災害時要援護者対策を推進する。**
- ・（以下、略。）

**広域地方計画総点検において22課題を抽出し対応を検討し、アクションプランとしてとりまとめ**  
**（これによって、計画本文よりも取組内容を具体化）**

「首都圏広域地方計画の総点検結果について（最終とりまとめ）」より抜粋

### 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題におけるアクションプラン 5. 帰宅困難者対策

- ・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。
- ・東京都で平成24年3月に帰宅困難者対策条例が制定されたことを踏まえ、関係する自治体における、条例などの検討状況の把握に努めていく。

**モニタリングに合わせ、アクションプランの進捗状況をとりまとめ、更なる取組みを推進**

「平成24年度首都圏広域地方計画の推進状況について」より抜粋

#### アクションプランの進捗状況

##### ● 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、平成24年度は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を14機関、安否確認手段の周知を16機関、備蓄の促進を13機関が実施した。  
その他、協定締結や対策協議会の設置、一時滞在施設の指定、帰宅支援対象道路の設定、及び徒歩帰宅者のためのソーラー式照明設備や距離標整備などを実施した。

##### ● 条例策定自治体数

帰宅困難者対策に関する条例については、1都県が平成23年度以前に策定していたが、平成24年度は新たに2県・政令市が策定した。